

株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町12番20号

株式会社 
代表取締役会長CEO 西 嶋 尚 生

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月19日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2018年6月19日(火曜日)午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁から4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月20日(水曜日)午前10時
2. 場 所 新潟県長岡市東蔵王1丁目1番1号 当社長岡工場会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第115期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第115期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案** 当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、特に有利な条件により株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tsugami.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には掲載していません。

- ① 新株予約権等の状況
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、2018年6月19日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(提供書面)

## 事業報告

( 2017年4月1日から  
2018年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過および成果

当期における当社グループを取り巻く環境につきましては、国内市場、欧州・米国市場とも堅調を維持し、中国市場は好調が続いております。

このようななか、当社グループは従来の業種に加え、自動車部品関連向けの拡販に注力した結果、売上高は、前期比40.3%増の57,576百万円となりました。国内売上は前期比23.0%増の12,670百万円、海外売上は同46.1%増の44,905百万円となり、海外比率は前期の74.9%から3.1%上昇し、78.0%となりました。

また、機種別の売上では、主力の自動旋盤は前期比40.1%増の47,949百万円、研削盤は同26.7%増の4,221百万円、マシニングセンタは同46.1%減の269百万円、転造盤・専用機は同76.1%増の4,795百万円となりました。

利益面につきましては、営業利益は前期比125.1%増の6,942百万円、経常利益は同128.5%増の6,510百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同58.5%増の4,171百万円となりました。

##### ②設備投資の状況

###### イ. 当連結会計年度中に取得した主要設備

当社長岡工場 工作機械製造設備の増設

津上精密机床(浙江)有限公司 工作機械製造設備の増設

上記等の投資総額は1,658百万円で、自己資金を充当いたしました。

###### ロ. 当連結会計年度中に決議した重要な設備投資計画

津上精密机床(浙江)有限公司 中国安徽省にて新会社設立の上、新工場を建設する方針を決議。

投資総額 約200百万円。

### ③資金調達の様況

当社の連結子会社である津上精密機床(中国)有限公司は、当連結会計年度におきまして、香港証券取引所メインボード市場に上場し、以下のとおり、公募増資および第三者割当増資を行い、総額411.6百万HKD(円貨換算額5,930百万円)の資金調達を行いました。

| 年 月 日       | 区 分     | 発行株式数    | 1株当たり<br>発行価額 | 調達金額<br>(円貨換算額)         |
|-------------|---------|----------|---------------|-------------------------|
| 2017年9月25日  | 公 募 増 資 | 60,000千株 | 5.6HKD        | 336百万HKD<br>(4,838百万円)  |
| 2017年10月13日 | 第三者割当増資 | 13,500千株 | 5.6HKD        | 75.6百万HKD<br>(1,091百万円) |

### (2)直前3事業年度の財産および損益の様況

(単位：百万円)

| 区 分                 | 第112期<br>2014年度 | 第113期<br>2015年度 | 第114期<br>2016年度 | 第115期<br>2017年度<br>(当連結会計年度) |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売 上 高               | 54,132          | 40,132          | 41,050          | 57,576                       |
| 経 常 利 益             | 7,745           | 1,095           | 2,848           | 6,510                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 5,297           | 877             | 2,630           | 4,171                        |
| 1株当たり当期純利益          | 74.37円          | 13.04円          | 41.91円          | 74.71円                       |
| 総 資 産               | 56,829          | 47,859          | 50,127          | 62,656                       |
| 純 資 産               | 37,279          | 32,594          | 31,462          | 37,516                       |
| 1株当たり純資産額           | 522.94円         | 473.78円         | 510.43円         | 585.58円                      |

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 会社名                                                       | 資本金            | 当社の議決権比率       | 主要な事業内容                 |
|-----------------------------------------------------------|----------------|----------------|-------------------------|
| (株)ツガミマシナリー                                               | 60百万円          | 100.0%         | 工作機械の部品の販売および据付修理       |
| (株)ツガミ総合サービス                                              | 42百万円          | 100.0          | 工場構内の建物、設備の点検・保守、損保代理業務 |
| 津上精密机床(浙江)有限公司                                            | 517百万<br>人民元   | 70.8<br>(70.8) | 工作機械の製造販売               |
| 浙江品川精密機械有限公司                                              | 35百万<br>人民元    | 70.8<br>(70.8) | 工作機械用鋳物の製造販売            |
| TSUGAMI KOREA CO., LTD.                                   | 1,000百万<br>ウォン | 100.0          | 工作機械の販売                 |
| 津上精密机床(中国)有限公司                                            | 381百万<br>香港ドル  | 70.8           | 持株会社                    |
| 津上精密机床(香港)有限公司                                            | 767百万<br>香港ドル  | 70.8<br>(70.8) | 持株会社                    |
| TSUGAMI PRECISION<br>ENGINEERING INDIA PRIVATE<br>LIMITED | 495百万<br>ルピー   | 90.9<br>(15.1) | 工作機械の製造販売               |

(注)1. 当社の議決権比率( )内は間接所有割合で内数であります。

2. 津上精密机床(中国)有限公司は、2017年9月25日に香港証券取引所メインボード市場に上場し、新株式発行および当社が保有する子会社株式の一部売出しを行いました。また、上場した香港証券取引所においてオーバーアロットメントによる売り出しに関連した第三者割当増資を行い、2017年10月13日に払込みが完了いたしました。

この取引などにより津上精密机床(中国)有限公司に対する当社の議決権比率は、当連結会計年度末において70.80%となりました。

#### (4) 対処すべき課題

##### (中長期的課題)

当社グループは、中長期的戦略として、以下の重点課題に対し積極的に取り組んでおります。

##### ①成長分野を狙った新製品の投入

今後、成長が期待される分野、例えば環境・省エネ対応が求められる自動車向け部品、更に高度化するHDD・IT分野・医療分野等に、お客様の要請に十分応えられる新製品の市場投入に全力で取り組んでまいります。

##### ②成長地域を狙った事業戦略

引き続き重視しなければならないアジア市場（中国・東南アジア・インド等）への生産・販売・アフターサービス体制の更なる強化を図ってまいります。

##### ③経営の効率化と顧客満足度の向上

企業グループとしての総合力を高めるため、関係会社も含め営業・生産・管理体制の強化と高効率経営を図ってまいります。

また、引き続きお客様のニーズに合致した新製品の提供とサービスの充実に努め、常に顧客満足度の向上を目指し、お客様に信頼される経営に全力で取り組んでまいります。

以上のような活動と同時に環境保全やコンプライアンスなど、CSR活動にも積極的に取り組み、株主やお客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様へ信頼される企業として、最大限の経営努力をしてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2018年3月31日現在）

精密工作機械の製造および販売

#### (6) 主要な営業所および工場（2018年3月31日現在）

##### ①当 社

| 名 称     | 所 在 地           |
|---------|-----------------|
| 本 社     | 東 京 都 中 央 区     |
| 営 業 所   | 東京、長岡、諏訪、名古屋、大阪 |
| 長 岡 工 場 | 新 潟 県 長 岡 市     |

##### ②子会社

| 名 称                                                       | 所 在 地                 |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------|
| (株)ツガミマシナリー                                               | 神 奈 川 県 川 崎 市         |
| (株)ツガミ総合サービス                                              | 新 潟 県 長 岡 市           |
| 津上精密机床(浙江)有限公司                                            | 中 国 浙 江 省             |
| 浙江品川精密機械有限公司                                              | 中 国 浙 江 省             |
| TSUGAMI KOREA CO., LTD.                                   | 韓 国 ア ン ニ ャ ン 市       |
| TSUGAMI PRECISION<br>ENGINEERING INDIA<br>PRIVATE LIMITED | インド<br>タミル・ナードゥ州オラガダム |

## (7) 使用人の状況 (2018年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数         | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|-------------|
| 2,419 (88) 名 | 460名増 (7名減) |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。使用人数が前連結会計年度末に比べ 460名増加したのは、主として津上精密机床 (浙江) 有限公司において増加したことおよび当連結会計年度より TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED を連結対象としたことによるものです。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-------------|-------|--------|
| 368 (70) 名 | 71名減 (13名減) | 43.3歳 | 18.4年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額    |
|---------------|--------|
| 株式会社三井住友銀行    | 800百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 800百万円 |
| 株式会社北越銀行      | 800百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 400百万円 |
| 株式会社第四銀行      | 200百万円 |
| 株式会社八十二銀行     | 200百万円 |

## (9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは今後とも、時代の変化に対応した開発投資を積極的に行い、競争力の一層の強化、経営の効率化に引き続き取り組むことにより、企業グループの総合力を高め、株主の皆様へ利益還元を図ることが基本と考えております。従いまして、企業体質の強化を図るとともに、安定配当を確保すべくグループをあげて努力してまいります。

また、株主還元策の一環としての自己株式取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすること等を目的として、その必要性、財務状況、株価動向等を総合的に判断いたしまして適切に対応してまいります。

2018年3月期の剰余金の配当につきましては、1株につき中間配当金9円、期末配当金9円の年間18円とさせていただきます。

また、2019年3月期の剰余金の配当につきましては、1株につき中間配当金9円、期末配当金9円の年間18円とさせていただきます予定であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2018年3月31日現在)

①発行可能株式総数 320,000,000株

②発行済株式の総数 55,000,000株

(注) 2017年10月20日付で実施した自己株式の消却により前期末と比べて9,919,379株減少しております。

③株主数 7,422名

#### ④大株主 (上位10名)

| 株主名                                                                        | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|----------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京精密口<br>再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社                        | 2,592    | 4.88     |
| 第一生命保険株式会社                                                                 | 2,100    | 3.95     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                    | 1,895    | 3.56     |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES<br>常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社                     | 1,799    | 3.39     |
| CHASE MANHATTAN BANK GTS<br>CLIENTS ACCOUNT ESCROW<br>常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部 | 1,796    | 3.38     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                                                  | 1,711    | 3.22     |
| 株式会社三井住友銀行                                                                 | 1,516    | 2.85     |
| 株式会社北越銀行                                                                   | 1,484    | 2.79     |
| ツガミ取引先持株会                                                                  | 1,110    | 2.09     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)                                                 | 1,001    | 1.88     |

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京精密口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数2,592千株は、株式会社東京精密が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は株式会社東京精密が留保しております。また、当社は、株式会社東京精密の株式1,033千株(出資比率2.49%)を所有しております。

3. 当社は、自己株式を1,918千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役および監査役の状況 (2018年3月31日現在)

| 地 位      | 氏 名   | 担当および重要な兼職の状況                                 |
|----------|-------|-----------------------------------------------|
| 代表取締役CEO | 西嶋 尚生 |                                               |
| 代表取締役COO | 新嶋 敏治 | 技術部門統括                                        |
| 代表取締役CFO | 本間 利雄 | 経理・財務部門統括                                     |
| 取締役      | 邊 宰賢  | TSUGAMI KOREA CO., LTD. 社長                    |
| 取締役      | 長井 伸行 | 長岡総務部長 (長岡工場長)                                |
| 取締役      | 王 暁坤  | 津上精密机床(浙江)有限公司 副総経理                           |
| 取締役      | 中川 威雄 | ファインテック(株) 代表取締役会長                            |
| 取締役      | 西山 茂  |                                               |
| 取締役      | 島田 邦雄 | 島田法律事務所 代表パートナー                               |
| 常勤監査役    | 早崎 敬二 |                                               |
| 常勤監査役    | 米山 賢司 |                                               |
| 監査役      | 内ヶ崎守邦 |                                               |
| 監査役      | 吉田 均  | (株)東京精密 代表取締役社長CEO                            |
| 監査役      | 寺本 秀雄 | 第一生命ホールディングス(株) 取締役<br>第一生命保険(株) 代表取締役副会長執行役員 |

- (注) 1. 取締役 中川威雄氏、西山茂氏、島田邦雄氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 内ヶ崎守邦氏、吉田均氏、寺本秀雄氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役 中川威雄氏、島田邦雄氏、監査役 寺本秀雄氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。  
 監査役 山田健司氏は、2017年6月21日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。米山賢司氏は、同株主総会において監査役に選任され就任いたしました。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である中川威雄氏、西山茂氏、島田邦雄氏、監査役である内ヶ崎守邦氏、吉田均氏、寺本秀雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

③取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 総 額    |
|--------------------|-----------|----------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>(3) | 215百万円<br>(29) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 6<br>(3)  | 64<br>(29)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 15<br>(6) | 279<br>(58)    |

(注) 1. 上記には、2017年6月21日に退任した監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額は、第109期定時株主総会において金銭報酬額として年額250百万円以内、また、この報酬等の額とは別に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額80百万円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬等の額は、第103期定時株主総会において金銭報酬額として年額60百万円以内、別枠として株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額20百万円以内と決議いただいております。

4. 報酬等の総額には、以下のものも含まれております。

・ストックオプションによる報酬額

取 締 役 9 名            51百万円 (うち社外取締役 3名 5百万円)

監 査 役 6 名            15百万円 (うち社外監査役 3名 5百万円)

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

| 地 位<br>氏 名   | 兼 職 先                               | 兼 職 内 容                 | 当社と兼職先との関係                                                                       |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>中川 威雄 | ファインテック(株)<br>ファナック(株)<br>オーエスジー(株) | 代表取締役会長<br>監査役<br>取締役   | 当社はファインテック(株)との間に製品販売等の、ファナック(株)との間に製品仕入等の取引があります。当社とオーエスジー(株)の間には特別の利害関係はありません。 |
| 取締役<br>西山 茂  | 三井製糖(株)                             | 監査役                     | 当社と三井製糖(株)の間には、特別の利害関係はありません。                                                    |
| 取締役<br>島田 邦雄 | 島田法律事務所<br>ヒューリックリート<br>投資法人        | 代表パートナー<br>監督役員         | 当社と島田法律事務所、ヒューリックリート投資法人の間には、特別の利害関係はありません。                                      |
| 監査役<br>吉田 均  | (株)東京精密                             | 代表取締役社長<br>CEO          | 当社は(株)東京精密との間に製品仕入等の取引があります。                                                     |
| 監査役<br>寺本 秀雄 | 第一生命ホールディングス(株)<br>第一生命保険(株)        | 取締役<br>代表取締役副会長<br>執行役員 | 当社は第一生命保険(株)との間に企業年金保険等の保険契約があります。                                               |

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名        | 主な活動状況                                                                  |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 中川 威雄  | 当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、必要に応じ、製造業全般にわたる深い見識と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。     |
| 取締役 西山 茂   | 当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。                 |
| 取締役 島田 邦雄  | 当期開催の取締役会11回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な弁護士の観点から発言を行っております。                 |
| 監査役 内ヶ崎 守邦 | 当期開催の取締役会11回のうち10回に、また、監査役会5回のうち5回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 |
| 監査役 吉田 均   | 当期開催の取締役会11回のうち9回に、また、監査役会5回のうち4回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。  |
| 監査役 寺本 秀雄  | 当期開催の取締役会11回のうち10回に、また、監査役会5回のうち4回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 |

### (3) 会計監査人の状況

①名称 新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

|                                          | 支 払 額 |
|------------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                      | 33百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 津上精密机床(浙江)有限公司及びTSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITEDは、会計監査人以外の公認会計士が計算関係書類の監査をしております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して国際会計基準への移行準備業務の対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

契約はありません。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、企業価値の持続的な拡大のため、業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制（内部統制システム）を構築しております。

当社は、取締役会において内部統制システムの基本方針を以下のように決定しております。

##### ①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の取締役会はコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため「ツガミグループ行動規範」を制定しコンプライアンス方針を定める。

ロ. 当社の取締役および使用人が法令、定款その他社内規則および社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として「内部通報制度」を構築するとともに通報者の保護を図る。

ハ. 当社CEO直轄部署として「監査室」を設置し、コンプライアンスの実施状況を内部監査する。

ニ. 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査役監査基準に基づき監査を実施する。

##### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書管理規程および情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存および管理する。

##### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理委員会を設置しリスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには、迅速かつ的確な施策ができるように規程およびマニュアル等を整備して、リスク管理体制を構築する。

##### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規則により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して重要事項の決定を行う。

ロ. また、毎月定期的に経営会議を開催し、経営情報の共有化を図るとともに、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進める。

##### ⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規程を定め、子会社の経営内容を的確に把握するために、毎月「子会社業務報告会議」を開催し、子会社はその月次業績、財務状況その他の重要な情報を報告する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」および「リスク管理実施要領規程」に従って、グループ事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止または最小化のために、リスク管理委員会を必要に応じ開催し、リスクの把握および適切な対策を講じる。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、毎月定期的に開催される経営会議等で、重要事項の事前協議を行い、子会社の取締役会において決議することにより、効率性を確保する。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、「ツガミグループ行動規範」に基づき、子会社のコンプライアンス遵守体制を確保する。

b. 毎月定期的に開催される経営会議に子会社の取締役等も参加し、内部統制に関する協議を進める。

c. 内部監査部門（監査室）は、子会社が業務の執行において法令・社内規程およびコンプライアンスを遵守していることを確認する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ. 当社は、監査役から請求がある場合は、監査役を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことができる。

ロ. 当社は、企業規模、業種、経営上のリスクその他当社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努める。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 当社は、補助使用人の取締役からの独立性の確保に努める。

ロ. 当社は、補助使用人の独立性の確保に必要な下記事項の明確化などに取り組む。

a. 補助使用人の権限

b. 補助使用人の属する組織

c. 取締役の補助使用人に対する指揮命令権を排除する。

d. 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権を付与する。

⑧監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、その職務の執行に関して、次の事項を遅滞なく監査役に報告する。

a. 会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、その事実に関する事項

b. 法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為を発見した場合は、その事実に関する事項

c. 内部監査部門（監査室）の内部監査の結果

d. 内部通報制度の運用状況及び通報の内容

- ロ. 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
  - a. 子会社の役員および使用人は、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為、あるいは会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、遅滞なく当社の監査役に報告する。
  - b. 子会社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果を当社の監査役に報告する。
- ⑨監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない旨の体制の整備に努める。
- ⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明しうる場合を除き、速やかに当該請求に応じる。
- ⑪その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
  - ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて、会計監査人に報告を求める。
  - ハ. 監査役は、内部監査部門（監査室）と密接な連携を保ちつつ、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。
- ⑫財務報告の信頼性を確保するための体制
  - イ. 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法の定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制報告制度を整備する。
  - ロ. 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。
  - ハ. 本制度の運用におけるモニタリング、評価、改善支援は内部監査部門（監査室）を責任部署として実施する。
- ⑬反社会的勢力を排除するための体制
  - イ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、企業防衛協議会等の外部専門機関とも連携して対応する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下の通りであります。

①コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス方針を定めた「ツガミグループ行動規範」を当社グループの全社員に配布し、法令および定款を順守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報制度の構築、内部監査部門（監査室）によるコンプライアンス実施状況についての内部監査実施などにより実効性向上に努めております。

②リスク管理体制

「リスク管理規程」および「リスク管理実施要領規程」に従い、適宜「リスク管理委員会」を開催し、当社グループのリスクの状況把握、監視を行い、適切な対策を講じてきました。また、その状況は適宜取締役会等に報告し協議を行うなどリスク管理の強化に取り組んでおります。

③取締役の職務執行

当社は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

④グループ管理体制

「グループ会社管理規程」に基づき、毎月開催される「経営会議」「子会社業務報告会議」等において、子会社は月次業務、財務状況その他重要な情報を報告しております。また、内部監査部門（監査室）が重要な子会社の業務監査を定期的実施しております。

⑤監査役の職務執行

監査役は、定例の監査役会を開催している他、取締役会および経営会議などの重要な会議に出席しております。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役および使用人に説明を求めています。当社代表取締役、会計監査人および内部監査部門（監査室）と定期的な情報交換を行い、監査の有効性の確保を図っております。

## 連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |               | <b>(負 債 の 部)</b>       |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>44,165</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>22,821</b> |
| 現金及び預金             | 10,286        | 支払手形及び買掛金              | 14,035        |
| 受取手形及び売掛金          | 14,482        | 短期借入金                  | 3,200         |
| 商品及び製品             | 7,063         | 未払法人税等                 | 1,068         |
| 仕 掛 品              | 4,953         | 賞与引当金                  | 275           |
| 原材料及び貯蔵品           | 5,347         | 前 受 金                  | 2,166         |
| 未収消費税等             | 1,046         | 製品保証引当金                | 457           |
| 繰延税金資産             | 525           | そ の 他                  | 1,618         |
| そ の 他              | 516           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,318</b>  |
| 貸倒引当金              | △56           | 繰延税金負債                 | 1,550         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>18,490</b> | 役員退職慰労引当金              | 21            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>9,145</b>  | 退職給付に係る負債              | 716           |
| 建物及び構築物            | 4,985         | そ の 他                  | 29            |
| 機械装置及び運搬具          | 3,029         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>25,139</b> |
| 土 地                | 409           | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |               |
| リース資産              | 9             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>26,594</b> |
| 建設仮勘定              | 416           | 資 本 金                  | 12,345        |
| そ の 他              | 294           | 資 本 剰 余 金              | 2,806         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>696</b>    | 利 益 剰 余 金              | 13,257        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>8,648</b>  | 自 己 株 式                | △1,814        |
| 投資有価証券             | 8,278         | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>4,489</b>  |
| 関連会社株式             | 11            | その他有価証券評価差額金           | 4,149         |
| 関係会社出資金            | 67            | 為替換算調整勘定               | 409           |
| 長期貸付金              | 3             | 退職給付に係る調整累計額           | △69           |
| 繰延税金資産             | 3             | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>656</b>    |
| そ の 他              | 282           | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>   | <b>5,776</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>62,656</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>37,516</b> |
|                    |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>62,656</b> |

# 連結損益計算書

( 2017年4月1日から  
2018年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 57,576 |
| 売上原価            | 43,021 |
| 売上総利益           | 14,554 |
| 販売費及び一般管理費      | 7,612  |
| 営業利益            | 6,942  |
| 営業外収益           | 332    |
| 受取利息            | 58     |
| 受取配当金           | 158    |
| 受取保険金           | 66     |
| その他             | 48     |
| 営業外費用           | 764    |
| 支払利息            | 124    |
| 有形売却損           | 154    |
| 為替差損            | 119    |
| 支払手数料           | 269    |
| その他             | 95     |
| 経常利益            | 6,510  |
| 特別利益            | 308    |
| 固定資産売却益         | 36     |
| 投資有価証券売却益       | 97     |
| 関係会社出資金売却益      | 81     |
| 新株予約権戻入益        | 2      |
| 補助金収入           | 90     |
| 特別損失            | 378    |
| 固定資産除却損         | 342    |
| 固定資産売却損         | 5      |
| 瑕疵担保責任等履行損失     | 30     |
| 税金等調整前当期純利益     | 6,440  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,715  |
| 法人税等調整額         | 41     |
| 当期純利益           | 4,684  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 513    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 4,171  |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2017年4月1日から  
2018年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                           | 株主資本   |       |        |        |  | 株主資本計<br>合 |
|---------------------------|--------|-------|--------|--------|--|------------|
|                           | 資本金    | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   |  |            |
| 2017年4月1日期首残高             | 12,345 | 478   | 17,250 | △2,986 |  | 27,087     |
| 連結会計年度中の変動額               |        |       |        |        |  |            |
| 剰余金の配当                    |        |       | △978   |        |  | △978       |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |        | 2,806 |        |        |  | 2,806      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |        |       | 4,171  |        |  | 4,171      |
| 自己株式の取得                   |        |       |        | △6,842 |  | △6,842     |
| 自己株式の処分                   |        |       | △25    | 376    |  | 350        |
| 自己株式の消却                   |        | △478  | △7,159 | 7,637  |  | —          |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |        |       |        |        |  |            |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —      | 2,327 | △3,992 | 1,171  |  | △492       |
| 2018年3月31日期末残高            | 12,345 | 2,806 | 13,257 | △1,814 |  | 26,594     |

|                           | その他の包括利益累計額          |              |                      |                           | 新株<br>予約権 | 非支配<br>株主持分 | 純資産<br>合計 |
|---------------------------|----------------------|--------------|----------------------|---------------------------|-----------|-------------|-----------|
|                           | その<br>他有価証券<br>評価差額金 | 為替換<br>算調整勘定 | 退職給付<br>に係る<br>調整累計額 | その<br>他の<br>包括利益<br>累計額合計 |           |             |           |
| 2017年4月1日期首残高             | 3,308                | 329          | △104                 | 3,533                     | 842       | —           | 31,462    |
| 連結会計年度中の変動額               |                      |              |                      |                           |           |             |           |
| 剰余金の配当                    |                      |              |                      |                           |           |             | △978      |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |                      |              |                      |                           |           |             | 2,806     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                      |              |                      |                           |           |             | 4,171     |
| 自己株式の取得                   |                      |              |                      |                           |           |             | △6,842    |
| 自己株式の処分                   |                      |              |                      |                           |           |             | 350       |
| 自己株式の消却                   |                      |              |                      |                           |           |             | —         |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 840                  | 79           | 35                   | 956                       | △185      | 5,776       | 6,546     |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 840                  | 79           | 35                   | 956                       | △185      | 5,776       | 6,054     |
| 2018年3月31日期末残高            | 4,149                | 409          | △69                  | 4,489                     | 656       | 5,776       | 37,516    |

# 貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |               | <b>(負 債 の 部)</b>       |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>20,023</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>13,327</b> |
| 現金及び預金             | 3,290         | 支払手形                   | 5,795         |
| 受取手形               | 100           | 買掛金                    | 2,754         |
| 売掛金                | 7,484         | 短期借入金                  | 3,200         |
| 製品・商品              | 4,311         | 未払金                    | 197           |
| 仕掛品                | 1,851         | 未払費用                   | 238           |
| 原材料・貯蔵品            | 1,778         | 未払法人税等                 | 513           |
| 未収消費税等             | 803           | 製品保証引当金                | 254           |
| 繰延税金資産             | 268           | 賞与引当金                  | 162           |
| その他                | 200           | その他                    | 212           |
| 貸倒引当金              | △66           |                        |               |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>16,547</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,114</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>3,066</b>  | 繰延税金負債                 | 1,489         |
| 建物                 | 2,122         | 退職給付引当金                | 594           |
| 構築物                | 63            | その他                    | 29            |
| 機械装置               | 262           |                        |               |
| 車両運搬具              | 0             | <b>負 債 合 計</b>         | <b>15,441</b> |
| 工具・器具備品            | 145           |                        |               |
| 土地                 | 409           | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |               |
| リース資産              | 9             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>16,323</b> |
| 建設仮勘定              | 52            | 資 本 金                  | 12,345        |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>44</b>     | 利 益 剰 余 金              | 5,793         |
| 電話加入権              | 8             | 利益準備金                  | 147           |
| ソフトウェア             | 34            | その他利益剰余金               | 5,645         |
| リース資産              | 0             | 繰越利益剰余金                | 5,645         |
| その他                | 1             | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△1,814</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>13,436</b> | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>4,149</b>  |
| 投資有価証券             | 8,278         | その他有価証券評価差額金           | 4,149         |
| 関係会社株式             | 3,521         | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>656</b>    |
| 関係会社出資金            | 847           |                        |               |
| 関係会社長期貸付金          | 573           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>21,129</b> |
| その他                | 216           |                        |               |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>36,570</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>36,570</b> |

# 損 益 計 算 書

( 2017年4月1日から  
2018年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額    |
|-----------------------|--------|
| 売 上 高                 | 33,821 |
| 売 上 原 価               | 28,068 |
| 売 上 総 利 益             | 5,752  |
| 販売費及び一般管理費            | 4,302  |
| 営 業 利 益               | 1,450  |
| 営 業 外 収 益             | 607    |
| 受 取 利 息               | 12     |
| 受 取 配 当 金             | 491    |
| 受 取 保 険 金             | 58     |
| そ の 他                 | 45     |
| 営 業 外 費 用             | 289    |
| 支 払 利 息               | 28     |
| 売 上 割 引               | 13     |
| 手 形 売 却 損             | 73     |
| 為 替 差 損               | 104    |
| そ の 他                 | 70     |
| 経 常 利 益               | 1,767  |
| 特 別 利 益               | 2,124  |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 33     |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 97     |
| 関 係 会 社 出 資 金 売 却 益   | 81     |
| 子 会 社 株 式 売 却 益       | 1,909  |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 2      |
| 特 別 損 失               | 83     |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 48     |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 4      |
| 瑕 疵 担 保 責 任 等 履 行 損 失 | 30     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 3,808  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 720    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 16     |
| 当 期 純 利 益             | 3,072  |

# 株主資本等変動計算書

( 2017年4月1日から  
2018年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                             | 株主資本   |                        |                            |             |                  |                                                               |
|-----------------------------|--------|------------------------|----------------------------|-------------|------------------|---------------------------------------------------------------|
|                             | 資本金    | 資本剰余金                  |                            |             | 利益剰余金            |                                                               |
|                             |        | その<br>資<br>利<br>余<br>金 | 資<br>利<br>余<br>金<br>合<br>計 | 本<br>金<br>計 | 利<br>準<br>備<br>金 | そ<br>の<br>他<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金<br>繰<br>越<br>剰<br>余<br>金 |
| 2017年4月1日期首残高               | 12,345 | 478                    | 478                        | 49          | 10,834           | 10,884                                                        |
| 事業年度中の変動額                   |        |                        |                            |             |                  |                                                               |
| 剰余金の配当                      |        |                        |                            | 97          | △1,076           | △978                                                          |
| 当期純利益                       |        |                        |                            |             | 3,072            | 3,072                                                         |
| 自己株式の取得                     |        |                        |                            |             |                  |                                                               |
| 自己株式の処分                     |        |                        |                            |             | △25              | △25                                                           |
| 自己株式の消却                     |        | △478                   | △478                       |             | △7,159           | △7,159                                                        |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |        |                        |                            |             |                  |                                                               |
| 事業年度中の変動額合計                 | —      | △478                   | △478                       | 97          | △5,188           | △5,090                                                        |
| 2018年3月31日期末残高              | 12,345 | —                      | —                          | 147         | 5,645            | 5,793                                                         |

|                             | 株主資本   |        | 評価・換算差額等                                             |                                                | 新株予約権 | 純資産計   |
|-----------------------------|--------|--------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------|--------|
|                             | 自己株式   | 株主資本計  | その<br>他<br>有<br>価<br>証<br>券<br>評<br>価<br>差<br>額<br>金 | 評<br>価<br>・<br>換<br>算<br>差<br>額<br>等<br>合<br>計 |       |        |
| 2017年4月1日期首残高               | △2,986 | 20,721 | 3,308                                                | 3,308                                          | 679   | 24,708 |
| 事業年度中の変動額                   |        |        |                                                      |                                                |       |        |
| 剰余金の配当                      |        | △978   |                                                      |                                                |       | △978   |
| 当期純利益                       |        | 3,072  |                                                      |                                                |       | 3,072  |
| 自己株式の取得                     | △6,842 | △6,842 |                                                      |                                                |       | △6,842 |
| 自己株式の処分                     | 376    | 350    |                                                      |                                                |       | 350    |
| 自己株式の消却                     | 7,637  | —      |                                                      |                                                |       | —      |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |        |        | 840                                                  | 840                                            | △22   | 818    |
| 事業年度中の変動額合計                 | 1,171  | △4,397 | 840                                                  | 840                                            | △22   | △3,579 |
| 2018年3月31日期末残高              | △1,814 | 16,323 | 4,149                                                | 4,149                                          | 656   | 21,129 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

株式会社ツガミ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 塚田一誠 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大黒英史 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツガミの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

株式会社ツガミ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 塚 田 一 誠 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 黒 英 史 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツガミの2017年4月1日から2018年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2018年5月10日

株式会社ツガミ 監査役会

|       |    |   |   |   |   |
|-------|----|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 早  | 崎 | 敬 | 二 | ⓐ |
| 常勤監査役 | 米  | 山 | 賢 | 司 | ⓐ |
| 監査役   | 内ヶ | 崎 | 守 | 邦 | ⓐ |
| 監査役   | 吉  | 田 |   | 均 | ⓐ |
| 監査役   | 寺  | 本 | 秀 | 雄 | ⓐ |

(注) 監査役 内ヶ崎守邦、吉田 均、寺本秀雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、取締役会のガバナンス体制を強化するとともに、取締役会の業務執行権限の一部を取締役へ委任することにより業務執行の機動性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する定めを新設し、監査役および監査役会に関する定めを削除するとともに、関係条文について所要の変更を行うものです。

##### (2) 単元株式数の変更

全国証券取引所が推進している「売買単位の集約に向けた行動計画」に沿って、単元株式数を1,000株から100株に変更するものです。

##### (3) その他

目的、招集等について所要の変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第7条（単元株式数）の変更につきましては2018年10月1日をもって、その余の変更につきましては本株主総会終結の時をもって生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款        | 変 更 案                    |
|----------------|--------------------------|
| 第1章 総則         | 第1章 総則                   |
| 第1条～第2条 (省略)   | 第1条～第2条 (現行通り)           |
| (目的)           | (目的)                     |
| 第3条 (省略)       | 第3条 (現行通り)               |
| 1. ～6. (省略)    | 1. ～6. (現行通り)            |
| (新設)           | <u>7. 前各号に関する技術指導および</u> |
|                | <u>コンサルティング</u>          |
| <u>7.</u> (省略) | <u>8.</u> (現行通り)         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. (省略)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第8条～第10条 (省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時招集する。<br/><u>株主総会は、東京都、新潟県または長野県において開催する。</u></p> <p>第12条～第17条 (省略)</p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 (現行通り)</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. <u>監査等委員会</u><br/>(削除)</p> <p>3. (現行通り)</p> <p>第5条 (現行通り)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行通り)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第10条 (現行通り)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時招集する。</p> <p>第12条～第17条 (現行通り)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (新設)</p> <p>(省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は10名以内とし、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第19条 <u>取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. (現行通り)</p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                  | <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> |
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、および取締役相談役を定めることができる。</u></p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、<u>その他の役付取締役を若干名置くことができる。</u></p>                                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集権者および招集通知)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長がこれを招集する。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の招集権者および招集通知)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長がこれを招集する。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行通り)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の役割)<br/>第<u>25</u>条 (省略)</p> <p>(報酬等)<br/>第<u>26</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)<br/>第<u>27</u>条 (省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u><br/>(員数)<br/>第<u>28</u>条 <u>当会社の監査役は、3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)<br/>第<u>29</u>条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u><br/>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(取締役会の役割)<br/>第<u>26</u>条 (現行通り)</p> <p>(報酬等)<br/>第<u>27</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)<br/>第<u>28</u>条 (現行通り)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                   | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                     | (削除)  |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                      | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の4日前に発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                        | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(報酬等)</u><br/> <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                 | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                       |
| <p><u>(監査役の責任限定契約)</u><br/> <u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                       |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                   | <p><u>(常勤の監査等委員)</u><br/> <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                                    |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                   | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の4日前に発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 計算<br/>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第6章 計算<br/>第<u>31</u>条～第<u>34</u>条 (現行通り)</p> <p>第7章 附則<br/><u>(監査役の責任限定に関する経過措置)</u></p> <p>第<u>35</u>条 <u>当社は、第115期定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、従前の例による。</u></p> <p>第<u>36</u>条 <u>第7条(単元株式数)の変更は、2018年10月1日に効力を生ずるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u></p> |

**第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

取締役全員9名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)7名の選任をお願いするものです。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりです。

(※は新任候補者)

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                       | 所有当社株式数 |
|-------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1     | にし じま たか お<br>西 嶋 尚 生<br>(1947年12月14日生) | 1999年5月 当社入社<br>当社営業開発部長 兼<br>津上工販(株)常務取締役<br>2000年6月 当社取締役統轄本部営業開発<br>部長<br>2003年4月 当社代表取締役社長<br>2006年4月 当社代表取締役社長執行役員<br>2012年4月 当社代表取締役会長兼社長<br>CEO(現任)           | 10千株    |
| 2     | びよん じえ ひよん<br>邊 宰 賢<br>(1956年7月10日生)    | 2010年1月 当社入社<br>TSUGAMI KOREA CO., LTD. 社長<br>2012年6月 当社取締役上席執行役員海外<br>統括部付部長<br>兼 TSUGAMI KOREA CO., LTD. 社長<br>2014年9月 当社取締役顧問 兼 TSUGAMI<br>KOREA CO., LTD. 社長(現任) | 0株      |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                   | 所有当社<br>株式数 |
|-----------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3         | ※<br>カメスワラン<br>バラスブラマニアン<br>(1960年3月28日生) | 1983年 インド工科大学デリー校 理学修士<br>(物理学)<br>PROTECK MACHINERY LTD. 創業、社長<br>(現任)<br>2013年4月 TSUGAMI PRECISION ENGINEERING<br>INDIA PRIVATE LTD. 取締役<br>2014年4月 TSUGAMI PRECISION ENGINEERING<br>INDIA PRIVATE LTD. 社長(現任) | 0株          |
| 4         | ※<br>唐 東 雷<br>(1962年11月27日生)              | 2005年11月 当社入社<br>2010年6月 当社取締役常務執行役員中国事<br>業担当 兼 津上精密机床(浙江)<br>有限公司副董事長 兼 総経理<br>2017年2月 津上精密机床(浙江)有限公司<br>副董事長 兼 総経理、<br>津上精密机床(香港)有限公司<br>取締役、<br>津上精密机床(中国)有限公司<br>業務執行取締役(現任)                                | 0株          |
| 5         | ※<br>高 橋 伸 明<br>(1964年2月10日生)             | 1987年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行)<br>入行<br>2011年4月 同行 溝ノ口法人営業部長<br>2013年4月 同行 資産監査部付部長<br>2016年4月 同行 資産監査部長<br>2018年4月 当社常勤顧問 本社総務部付部長<br>(現任)                                                                         | 0株          |
| 6         | にし やま しげる<br>西 山 茂<br>(1948年3月4日生)        | 1971年6月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行)<br>入行<br>2006年6月 (株)三井住友フィナンシャル<br>グループ代表取締役副社長<br>2008年12月 ホウライ(株)代表取締役社長<br>2010年6月 同社代表取締役社長 兼<br>社長執行役員<br>2013年6月 当社社外取締役(現任)<br>2013年6月 三井製糖(株)監査役(現任)                         | 0株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                             | 所有当社株式数 |
|-------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 7     | ※<br>よし だ ひとし<br>吉 田 均<br>(1959年11月26日生) | 1983年4月 (株)東京精密 入社<br>2005年6月 同社 取締役<br>2007年10月 同社 計測社 執行役員社長<br>2011年6月 同社 代表取締役<br>2015年4月 同社 代表取締役社長CEO<br>(現任)<br>2015年6月 当社社外監査役(現任) | 0株      |

- (注) 1. 西山茂氏および吉田均氏は、社外取締役候補者であります。
2. 西山茂氏および吉田均氏を社外取締役として選任をお願いしますのは、高い見識と豊富な実務経験を有しており、当社の経営に大所高所からアドバイスをいただけるものと判断したためであります。
3. 西山茂氏が2008年6月まで取締役を務めておりました(株)三井住友フィナンシャルグループ傘下の(株)三井住友銀行は、当社の主要取引金融機関であります。  
また、吉田均氏は(株)東京精密 代表取締役社長CEOであり、当社は同社との間に製品仕入等の取引関係(2018年3月期実績156百万円)がありますが、僅少であり、社外取締役としての職務が適切に遂行できるものと考えております。その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 西山茂氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、5年であります。また、吉田均氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年あります。
5. 当社は、西山茂氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、吉田均氏との間で社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 両氏が選任されました場合、当社は両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものです。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

(※は新任候補者)

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                     | 所有当社株式数 |
|-------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1     | ※<br>よね やま けん じ<br>米 山 賢 司<br>(1965年3月7日生)   | 1988年4月 ㈱北越銀行入行<br>2011年4月 同行石山支店長<br>2013年4月 同行神田支店長<br>2015年4月 当社管理部付顧問 経理担当<br>2015年10月 当社常勤顧問管理部付部長<br>財務・総務担当<br>2016年4月 当社常勤顧問管理部付部長<br>経理担当<br>2017年4月 当社常勤顧問 経理部担当<br>2017年6月 当社常勤監査役(現任)  | 0株      |
| 2     | ※<br>なか がわ たけ お<br>中 川 威 雄<br>(1938年10月12日生) | 1999年5月 東京大学名誉教授(現任)<br>2000年10月 ファインテック(株)代表取締役<br>社長<br>2002年6月 日本ピラー工業(株)取締役<br>2007年6月 ファナック(株)監査役(現任)<br>2008年6月 当社社外取締役(現任)<br>2014年2月 オーエスジー(株)取締役(現任)<br>2015年4月 ファインテック(株)代表取締役<br>会長(現任) | 20千株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                    | 所有当社株式数 |
|-------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 3     | ※<br>丸野孝一<br>(1956年7月29日生) | 1980年4月 第一生命保険相互会社<br>(現第一生命保険(株)入社)<br>2015年3月 静岡ガス(株) 社外監査役(現任)<br>2016年10月 第一生命ホールディングス(株)<br>専務執行役員<br>2016年10月 第一生命保険(株)<br>取締役専務執行役員<br>2017年4月 (株)第一生命経済研究所<br>代表取締役社長(現任) | 0株      |
| 4     | ※<br>島田邦雄<br>(1959年8月16日生) | 1986年4月 弁護士登録<br>1991年10月 ニューヨーク州弁護士登録<br>2000年6月 みずほ債権回収(株)常務取締役<br>(現任)<br>2010年7月 島田法律事務所代表パートナー<br>(現任)<br>2011年6月 当社社外取締役(現任)<br>2013年11月 ヒューリックリート投資法人<br>監督役員(現任)          | 0株      |

- (注) 1. 中川威雄氏、丸野孝一氏および島田邦雄氏は、社外取締役候補者であります。
2. 中川威雄氏、丸野孝一氏および島田邦雄氏を社外取締役として選任をお願いするのは高い見識と豊富な実務経験を活かし、当社取締役会の業務執行を公正かつ客観的に監査していただけるものと判断したためであります。
3. 当社は中川威雄氏が代表取締役会長を務めますファインテック(株)へ製品等の販売(2018年3月期実績7百万円)がありますが、その金額は僅少であり、当該取引に起因する独立性への影響はなく、社外取締役、独立役員としての職務が適切に遂行できるものと考えております。その他の候補者との間には特別な利害関係はありません。
4. 中川威雄氏、島田邦雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届出ております。また、丸野孝一氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしていると判断しており、選任されました場合、東京証券取引所に独立役員として、届出る予定であります。
5. 中川威雄氏および島田邦雄氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって、中川威雄氏は10年、島田邦雄氏は7年であります。
6. 当社は、中川威雄氏および島田邦雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。中川威雄氏、丸野孝一氏および島田邦雄氏が選任されました場合、当社は三氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の報酬等の額を廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の設定をお願いするものです。

当社の取締役の報酬等の額は2012年6月15日開催の第109期定時株主総会において「年額250百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）」また、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を「年額80百万円以内」および各事業年度において発行する「新株予約権の総数の上限300個（1個当たり1,000株）」とご承認いただいております。

現在の取締役の員数は10名以内であります。第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名以内となり、現在の員数と同数になります。

従いまして、現在の報酬等の額と同額の設定をお願いするものです。

ただし、第1号議案が承認可決されますと、2018年10月1日をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となりますので、「新株予約権の総数の上限300個（1個当たり1,000株）」を「新株予約権の総数の上限3,000個（1個当たり100株）」に変更させていただきます。

なお、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の付与対象者には社外取締役は含みません。

また、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容は、既にご承認いただいております内容と同じですが、行使条件を「原則として、当社の取締役、監査役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使することができる。」としておりますのを、第1号議案が承認可決されますと、「原則として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使することができる。」と変更させていただきます。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、新たに監査等委員である取締役の報酬等の額の設定をお願いするものです。

当社の監査役の報酬等の額は2006年6月23日開催の第103期定時株主総会において「年額60百万円以内」、別枠として株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を「年額20百万円以内」とご承認いただいております。

現在の監査役の人数は5名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと監査等委員である取締役の員数は5名以内となり、現在の監査役の人数と同数になります。

監査等委員会設置会社移行に伴い、別枠の株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額「年額20百万円以内」を廃止し、同金額を報酬等の額「年額60百万円以内」に加算することにより、新たに監査等委員である取締役の報酬等の額として「年額80百万円以内」の設定をお願いするものです。

**第6号議案** 当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、特に有利な条件により株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の株価や業績との連動性をより高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記(3)に定める内容の新株予約権970個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式97,000株を上限とし、下記(3)①により対象株式数（以下に定義する。）が調整された場合は、調整後対象株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は100株とする。

ただし、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

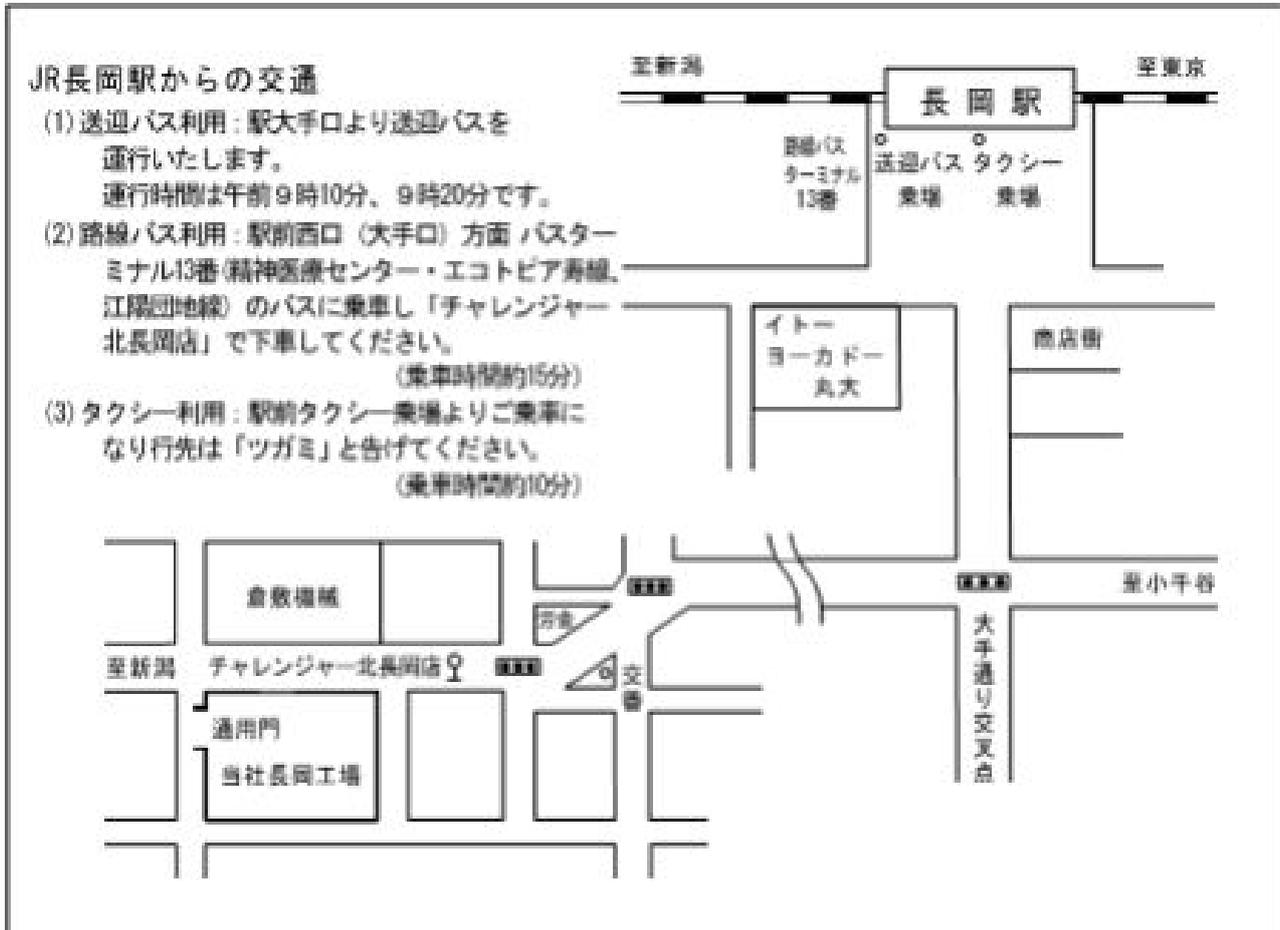
i 新株予約権者は、上記③の期間内において、原則として当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

ii その他の新株予約権行使の条件については、取締役会において定めるものとする。

以上

# 株主総会会場ご案内図

新潟県長岡市東蔵王1丁目1番1号 (株)ツガミ長岡工場会議室  
電話 0258(35)0850(代)



※通用門よりご来場ください。